

## ペンシクロン(Pencycuron)

審議の対象	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請、 魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	尿素系殺菌剤 本剤の作用機構は十分に解明されていないが <i>Rhizoctonia solani</i> 菌に対して特異的に効果を示し菌糸の形態異常を発現させることより、菌の生育を阻害する。										
適用作物／適用病害虫等	インポートトレランス申請；高麗人参／根腐病										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.053 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 5.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲、やまいも、ばれいしょ、てんさい等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EU、オーストラリアにおいて、ばれいしょ等に基準が設定されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>13.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	7.6	幼小児(1～6歳)	13.4	妊婦	6.5	高齢者(65歳以上)	7.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	7.6										
幼小児(1～6歳)	13.4										
妊婦	6.5										
高齢者(65歳以上)	7.4										
意見聴取の状況	平成21年5月22日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)	0.3	0.5	○			0.06, 0.02 / 0.06, 0.04 / 0.03(#), 0.05(#) / 0.04(#), 0.04(#) / 0.06(#), 0.08(#) / 0.08(#), 0.05(#) / 0.08, <0.05 / 0.08, 0.08 / 0.10, 0.02 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
大豆 小豆類 えんどう そらまめ らっかせい その他の豆類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ばれいしよ さといも類 かんしよ やまいも こんにやくいも その他のいも類	0.05  0.2	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○  ○			<0.01(#), <0.01(#)  <0.05, <0.05
てんさい さとうきび	0.5	1 0.1	○			0.04(#), 0.10(#) / 0.05(#), 0.18(#) / 0.05(#), 0.03(#) / 0.11, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		1 0.5 1 0.5 1 0.5 0.1 0.1 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 1				
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チョコリ エンダイブ しゅんぎく レタス その他のきく科野菜		1 1 0.5 0.5 0.5 0.5 1 1				
たまねぎ ねぎ にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.1 0.5 0.1 0.5 0.5 0.5 1				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		1				
パースニップ		1				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		1				
トマト		1				
ピーマン		0.2				
なす		1				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり		1				
かぼちや		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		0.2				
しょうが		1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜	0.7	1	IT	0.7	韓国	【<0.03 / <0.03(#) / 0.12 / 0.10(#) (高麗 人参)】
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む)		0.1				
すもも(プルーンを含む)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		1				
魚介類	0.8					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

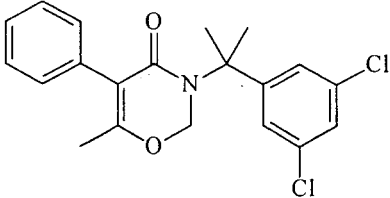
ペンシクロン

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.3
ばれいしよ	0.05
やまいも	0.2
てんさい	0.5
その他の野菜(注1)	0.7
魚介類	0.8

(注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。



## オキサジクロメホン(Oxaziclomefone)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	オキサジノン系除草剤 作用機序は解明されていないが、植物成長ホルモンであるジベレリンの代謝活性を阻害する可能性が示唆されている。										
適用作物／適用病害虫等	水稲／水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ウリカワ、ミズガヤツリ、ヒルムシロ等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0091 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 中国、タイ、韓国において登録されている。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	2.5	幼小児(1~6歳)	4.3	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	2.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児(1~6歳)	4.3										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	2.5										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01/ <0.01,<0.01/ <0.01,<0.01/ <0.01
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
大豆 小豆類 えんどう そら豆 らつかせい その他の豆類		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
ばれいしよ さといも類 かんしよ やまいも こんにやくいも その他のいも類		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
てんさい さとうきび		0.02 0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゆんぎく レタス その他のきく科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
たまねぎ ねぎ にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり		0.02				
かぼちや		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
魚介類	0.03					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申（案）

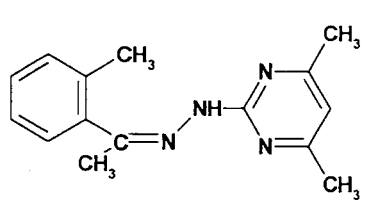
（別紙2）

オキサジクロメホン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05
魚介類	0.03



## フェリムゾン(Ferimzone)

審議の対象	魚介類への基準設定要請に伴う基準値の設定 及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	水稲用殺菌剤 いもち病菌等の膜機能または脂質生合成系に作用して、菌糸生育および孢子形成を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲/いもち病、ごま葉枯病等										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.94 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
我が国の状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 韓国、台湾等において登録されている。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6 歳)</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	22.9	幼小児(1~6 歳)	39.7	妊婦	17.7	高齢者(65 歳以上)	22.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	22.9										
幼小児(1~6 歳)	39.7										
妊婦	17.7										
高齢者(65 歳以上)	22.9										
意見聴取の状況	平成 21 年 6 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	1		○			0.25, 0.01/ 0.11, 0.2, 0.27, 0.23, 0.21/ 0.28, 0.47, 0.32, 0.64, 0.44, 0.38/ 0.13/<0.01/0.06/ <0.01/0.48, 0.45, 0.38/ 0.31, 0.36/ 0.11, 0.46, 0.28/ 0.69, 0.69/ 0.22, 0.26/ 0.13, 0.18/ 0.09, 0.08/ 0.801(#), 0.485(#)/ 0.993(#), 0.391(#)/ 0.607(#), 0.640(#)/ 0.75(#), 0.5(#), 0.57(#), 0.60(#), 0.25(#), 0.03(#), 0.41(#), 0.69(#)
魚介類	0.5					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

フェリムゾン

食品名	残留基準値 ppm
米	1
魚介類	0.5

注)フェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

